（三）再生医療等製品の製造販売業の許可の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（四）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（五）再生医療等製品の製造業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（六）医療機器修理業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（七）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の医薬品等外国製造業者の認定の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（八）再生医療等製品の再生医療等製品外国製造業者の認定の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（九）製造販売承認の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（十）外国製造医薬品（医薬部外品）の製造販売承認の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（十一）外国製造医療機器又は外国製造体外診断用医薬品の製造販売承認の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（三）再生医療等製品の製造販売業の許可の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（四）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の製造業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（五）再生医療等製品の製造業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（六）医療機器修理業の許可の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（七）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の医薬品等外国製造業者の認定の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（八）再生医療等製品の再生医療等製品外国製造業者の認定の場合
（略）
備　考
1～3　（略）
（新設）
（九）製造販売承認の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（十）外国製造医薬品（医薬部外品）の製造販売承認の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）
（十一）外国製造医療機器又は外国製造体外診断用医薬品の製造販売承認の場合
（略）
備　考
1・2　（略）
（新設）